

20

学用患者制度について

脇之藪真理

藤田医科大学 研究支援推進センター

1. はじめに

学用患者とは、患者の病症が医学教育や研究に貢献すると認められる場合に、その患者の医学教育や研究に対する協力を得た上で、その患者に要する診療費用を大学あるいは大学病院が負担するような患者をいう（給助患者、校費患者等他の呼び名を用いる場合も含める）。学用患者制度は明治期以降、国公立の医学系大学附属病院を中心に運用されてきており、「学用患者費」が現在も国公立大学の財務諸表上に存在するなど、制度としては存続していると考えられる。しかし制度の内実については知られていない点も多い。

2. 学用患者制度と倫理

医学の発展には、人への施術を伴う医学教育や、薬・治療法を人に試して効果の検証を行う臨床研究が不可欠である。しかし、それらの対象となる者には常に、未熟な施術や、検証が十分でない薬・治療法によるリスクが生じうる。このリスクに最もさらされやすいのは、医療現場でまさに治療の対象となる患者である。学用患者は、患者である点および診療費用の支払いが困難である点において、二重に弱い立場にあると考えられる。

吉村義正の手記「学用患者」（流動、1973）では、入院の継続のために自分の病とはかかわりのない実験への参加を了承する自身が「純粋な人間モルモット」と表現されている。同作品をはじめ、学用患者としての待遇における倫理上の問題を伺わせる手記や文芸作品が存在する。一方、平成27年の国会で「今でも大学病院では学用患者という人間としての尊厳を無視した呼び名」があるとして厚労大臣に見解を求めた議員の質問に対し、政府参考人は「学用患者費という名称は国立大学法人運営費交付金の予算事項上はなくなっております」とした上で、「人間の尊厳を無視するような意図を含むものとして用いられてきたものでは決してない」との見解を示した。このように公的には学用患者制度に倫理的問題があるとは認識されていないといえ、上記手記や文芸作品にみられるような学用患者に対する非人間的な処遇の描写とは相違がある。この相違について、未だにわが国で十分な検証がなされていないと考える。

3. 明治初期の学用患者制度

学用患者のしくみは、日本の大学医学部の教育・研究の始まりと共に存在している。東京大学医学部一覽（明治10年）第16章 医院規則の第10条に「患者ノ中學術講習ノ需用ニ適當ナルモノニシテ貧困自カラ薬餌料ヲ辨する能ハサル者ハ醫員ノ診断ニヨリ給助患者タルヲ得ベシ……」とあり、この「給助患者」が学用患者に相当する。第6条では、この「給助患者」について、入院中その病によって死んだときは学術研究のためにその患部を剖検する旨が規定されている。総則的な第1条「本院ハ東京大學醫學部ノ所屬ニシテ學術講習ノ爲メ裨益アル患者ヲ入院セシメ生徒ニ臨床講義ヲ授クルヲ以テ本旨トス……」の表現からは、医学部附属病院の患者は、私費／給助患者問わず学術講習の利益のために入院させるという前提的な認識が伺われ、医学部附属病院であっても、あくまで患者には教育・研究への協力を求めるものである、という今日の一般的な認識とはそもそも相違があることが伺われる。

4. 結語

現在、わが国での臨床研究は本年4月施行の臨床研究法はじめ法・指針に則って実施され、また病院内での医学教育の際も患者の安全とプライバシー保護に十分配慮すべきとされており、それは学用患者制度による場合も同じと考えられる。しかし、学用患者制度が現在までにどのように変化したか、また制度にどのような問題があり、それがどう扱われてきたか等について未だ明らかでない点も多く、今後引き続き調査していきたい。

本発表は、上廣倫理財団平成29年度研究助成「日本の医学系大学における学用患者制度の研究」による成果の一部である。